



# TJ Prannarai Recruitment Co., Ltd.

42 Tower, Room 2102, 21st Floor, 65 Soi Sukhumvit 42, Sukhumvit Rd., Prakanong, Klongtoey, Bangkok 10110  
E-MAIL: inter@tjprannarai.co.th URL: http://www.tjprannarai.co.th TEL: 0-2712-3199 FAX: 0-2712-3201  
TAX ID: 0105544009103 (Head Office)

## タイ国 法律改訂情報 Vol. 81 (2017年9月21日発行)

みなさま、こんにちは。タイ国法律改定情報 Vol. 81 は “定年”が法律として明記 (労働者保護法改正) をお送り致します。

現在の労働者保護法は1998年に制定されており、その後追加、修正を加え、新たに2017年9月1日より、条文(118の1条)が追加され、定年の規定が明確となりました。

### “定年が法律として明記”

(労働者保護法改正)

【追加された条文】 118条の1(第11章:解雇補償金)

使用者及び労働者が合意した、もしくは使用者が規定している定年退職は、118条2項に基づく解雇とみなす。

定年退職について合意あるいは規定していない、もしくは定年退職を60歳以上で合意あるいは規定している場合、満60歳以上の労働者は使用者に対し意思表示することにより、定年退職の意思を表明する権利を有する。また意思を表明した日より30日後より有効とし、使用者は当該定年退職する労働者に対し、118条1項に基づき補償金を支払うものとする。

#### <解説>

労働者保護法118条は、解雇補償金の規定となります。118条には、定年についての明確な記載がありません。日系企業では、社会通念上、就業規則に定年の規定、定年の年齢が明記されております。

しかし、一部のタイ企業、欧米の企業では、労働者保護法に明確な定年の規定が無いことを理由に、就業規則に定年の規定そのものが無いケースが多く見受けられました。

よって、高齢で退職することになった場合でも、全て自主退職の扱いとなり、会社側は解雇補償金(という名の定年退職金)を支払わないケースが多く、労働者側から裁判に持ち込まれるケースが多くありました。

労働裁判所の判決は、労働者保護法118条2項「118条に基づく解雇終了とは、雇用契約の終了かそれ以外の理由に関わらず、雇用者が労働者を勤務に就かせず賃金を支払わな

いこと・・・」を根拠条文とし、「定年は年齢を理由とした会社側の都合による解雇とみなされる」という判断から、会社側に解雇補償金を支払いなさいという命令でした。

今回、新たに118条の1が追加されたことで、実質60歳が定年となり、定年は年齢を理由とした会社都合による解雇だと明文化されることとなりました。

なお、本法律の施行以前に定年の規定がある会社、例えば「55歳が定年」に場合は、その限りではありません。

現在、審議中の法律として以下があります。

118条（勤続年数による解雇補償金の規定）についてですが「勤続20年以上の労働者に対しては、400日の解雇補償金を支払う」があります。まだ閣議決定がされておらず、現在も審議中です。また、出産休暇（41条）は現状90日ですが、180日にするか否か審議中です。

~~~~~

#### 【お断り】

1. 各種ご相談は有料で回答致します。個別でのご質問にはお答え致しかねます。

以上、ご了承の程お願い申し上げます。

#### 【無料購読のお申し込み】

TJ Prannarai Communication Co., Ltd. (前田 千文)

TEL: 0-2712-3199 E-mail: [jpntrans@tjprannarai.co.th](mailto:jpntrans@tjprannarai.co.th)

HP: <http://tjprannarai.co.th/jp/home.html>

過去のバックナンバーは無料でダウンロードが可能です。↓

<http://tjprannarai.co.th/jp/consulting/information.html>

タイ国法律改定情報は毎月第3木曜日に発行しております。

次回は、2017年10月19日(木)です

## 【お知らせ1】

### 勉強会：タイ国労働法を学ぶ(全3回)

労働法勉強会の後期日程のお知らせです。

タイ国労働関連法規のセミナーで全3コースの3回目の講義です。

3回の講義により、タイの労働法を体系的に学ぶ事が可能です。またタイと日本の法律の違い、法解釈、法律と実務の矛盾などもご紹介していきます。

2017年度の後期日程は以下の通りです。

1回目：10月12日(木)「就業規則を見直そう～労働法の基礎を学ぶ」

2回目：11月9日(木)「労使間の契約書と労使紛争」

3回目：12月7日(木)「解雇～事例・判例」



本コースにご興味がある方は、下記までお問い合わせ下さい。

主催・泰日経済技術振興協会までお問い合わせ下さい。

研修担当：笹嶋 様 (Ms. Sasajima)

メール：[japanese.course@tpa.or.th](mailto:japanese.course@tpa.or.th)

Tel: +66-2717-3000～3029 ext.754

~~~~~

## 【お知らせ2】

### エッセイがダウンロードできるようになりました

ご好評頂いている「エッセイ」が、タイ語・日本語の2言語でダウンロードできるようになりました。

ダウンロードはこちらから→ <http://tjprannarai.co.th/jp/consulting/essayjpn.html>

# TJP サービスのご案内

## ★通訳者派遣

半日から対応が可能です。日本語能力検定N1の経験者が対応いたします。

商談、訴訟、技術研修、会計監査、M&Aなど難易度が高い案件の対応可能です。

## ★翻訳

日本語・タイ語・英語の相互翻訳を行っております。

契約書、覚書、法規関連文書からマニュアルや仕様書まで多岐に渡ります。

翻訳経験 10 年以上のベテラン翻訳者など、スペシャリストが対応いたします。

## ★各種デザイン

書籍やマニュアル、印刷物のレイアウト作成。カタログのデザイン、ポスター作成  
リーフレット、ハンドアウト(配布用資料)のデザイン など

## ★各種ご相談

法律関連のご相談は有料となっております。相談料は 1 案件 5,000THB～となっております。

### ★定型フォーマットのご紹介

お客様からの「フォーマットを作って欲しい」というお声から生まれました。

社内で頻繁に使用される定型フォーマットを販売しております。

日本語・タイ語のセットで 1,500THB です。

「雇用契約書」「警告書」「退職届」「解雇通知書」「給与証明」など

9 種類のフォーマットをそろえております。

<http://www.tjprannarai.co.th/jp/consulting/index.html>

### 【お問い合わせ・無料購読のお申し込み】

TJ Prannarai Communication Co., Ltd. (前田 千文)

TEL: 0-2712-3199 E-mail: [jpntrans@tjprannarai.co.th](mailto:jpntrans@tjprannarai.co.th)

HP: <http://www.tjprannarai.co.th/jp/index.html>

過去のバックナンバーは無料でダウンロードが可能です。↓

<http://www.tjprannarai.co.th/jp/consulting/information.html>